

研究不正・公的研究費不正使用等に関する相談・通報窓口（公開用）

本資料は、「内部通報制度（ホットライン）運用規定」より、外部関係者を含む相談・通報窓口、通報方法、匿名通報、通報者保護及び秘密保持に関する条文を公開用に抜粋したものです。

第1条（目的）

本規定は、当法人における法令違反、研究不正、公的研究費の不正使用その他の不適切行為の早期発見および是正を目的として、内部通報制度（ホットライン）の運用に関する事項を定める。

あわせて、通報者の保護、通報内容の適正処理および組織のコンプライアンス体制の強化を図ることを目的とする。

第2条（適用範囲）

本規定は、当法人の役員、職員、研究者、派遣労働者、業務委託先従業者および退職者を含むすべての関係者からの通報に適用する。

また、取引先、共同研究機関その他外部関係者からの通報についても本規定の趣旨に準じて取り扱う。

第3条（通報対象）

通報の対象は以下のとおりとする。

1. 法令違反行為
2. 研究不正（捏造、改ざん、盗用等）
3. 公的研究費の不正使用（架空請求、預け金、目的外使用等）
4. ハラスメント（パワーハラスメント、セクシャルハラスメント等）
5. 情報漏えいおよび個人情報保護違反
6. 職務上の重大な倫理違反または組織秩序を害する行為
7. その他社会的信用を損なうおそれのある不適切行為

第4条（通報窓口）

本機関は、内部通報窓口を設置し、通報の受付および初期対応を行う。

必要に応じて、弁護士等の外部専門家による外部通報窓口を併設することができる。

通報窓口担当者は、中立性および守秘義務を負う。

1 名称

そばじまクリニック相談室（コンプライアンス・ホットライン）

2 設置場所

そばじまクリニック 2F 院長室

3 受付時間

原則として平日9時から17時までとする。ただし、電子メールによる受付は24時間受け付けるものとする。

4 匿名通報の取扱い

窓口は、匿名による通報も受け付けるものとする。

5 通報方法

e-Mail: concierge@soba-cli.com

電話番号：06-4309-2525

6 外部通報窓口

株式会社メディプレナー

電話番号：06-6921-5571

第5条（通報方法）

通報は以下の方法により行うことができる。

1. 電子メール
2. 書面
3. 電話
4. 面談
5. 外部通報窓口
6. 匿名による通報

匿名通報であっても、通報内容に具体性および合理性が認められる場合には受理する。

第10条（通報者保護）

当法人は、通報を行ったことを理由として、通報者に対する解雇、降格、配置転換その他一切の不利益取扱いを禁止する。

また、報復行為が確認された場合には厳正に処分する。

通報者の個人情報厳格に管理し、正当な理由なく開示しない。

第11条（秘密保持）

通報内容および関連情報は厳格に管理し、調査および対応に必要な範囲を除き、第三者に開示してはならない。

関係者は秘密保持義務を負い、退職後も同様とする。

附則 本規定は、令和8年2月1日より施行する。